

# 仕様書

日本貿易振興機構  
ビジネス展開支援部

- 1 就業場所 長崎貿易情報センター
  - 2 部署業務内容 長崎県内企業の海外ビジネス展開にかかる支援
  - 3 業務内容 中堅・中小企業の海外展開支援に係る事業実施体制構築および支援業務の実施  
(1) 中堅・中小企業等の海外展開支援に関わるジェトロの支援企業とジェトロの外部専門家とのマッチングに関する業務  
(2) 上記(1)の支援実施に向けた審査・採択に関する業務  
(3) 企業支援関係機関(政府関係機関、自治体、金融機関、産業団体、等)との連絡会構築、連絡・調整、相談業務  
(4) 支援候補企業の発掘、情報収集および企業訪問  
(5) 外部専門家等が支援企業を訪問する際のアポイント取得等の業務支援  
(6) 外部専門家等から提出される業務日誌等の管理および内容確認  
(7) 資料作成、報告取りまとめ業務  
(8) その他中堅・中小企業等の海外展開支援に関わる指示に基づく業務
- 募集人数: 1 名  
出張の有無: 有り  
残業: 480 時間程度見込まれる(契約期間内合計)
- 4 派遣契約期間 2016年3月31日 ~ 2018年3月31日  
※本契約終了後の契約更新なし  
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。
  - 5 勤務時間 9:00 ~ 17:00  
(休憩・休日) 休憩:12:00~13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日  
(勤務曜日) 月火水木金
  - 6 派遣元の要件
    - ① 全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
    - ② 派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
    - ③ 契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
    - ④ 派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
    - ⑤ トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
    - ⑥ 弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(必要に応じ派遣元と派遣職員の面談を実施し、適宜面談内容について弊機構へ報告すること)
    - ⑦ 全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと
  - 7 派遣職員の必須要件

